

広島市P T A協議会表彰規程

●善行児童・生徒の表彰については次のとおりとする。

表彰は役員会において選考し、本会の定例総会または適当な機会に表彰状を送り、副賞を贈呈することができる。(表彰弔慰規程 第2条)

第2条2(3) 善行児童・生徒表彰については、次のとおりとする。

(ア) 継続善行

単に学業成績によるのではなく、学内外で、児童、生徒、教師、社会も篤行として認めるような、継続的、具体的な善行のあった児童・生徒及びその集団について当該卒業予定年度に行う。(集団の場合に、一部の者が卒業予定年度でない者も含む)

(イ) 特別善行

行動が全市的な立場で特別に表彰されるべきものと認められる児童・生徒及びその集団について行う。

(ウ) 推薦された児童・生徒及び団体については、その都度協議する。

1 個人情報の利用目的

広島市P T A協議会は個人情報を次の目的のために利用いたします。これ以外の目的には利用いたしません。

- 1) 表彰選考とそれに係る事務
- 2) 表彰に係る発表と広報

2 被表彰者・団体に関する個人情報の取扱いについて

推薦書に記載の学校名・学年 お名前 性別 推薦理由、推薦者からの意見は発表・公表される印刷物(市P協広報紙 受賞者名簿 令和4年度広島市P T A協議会定例総会議案集等)に掲載いたします。

3 個人情報の取得方法

個人情報が記入された推薦書を単位P T Aから取得致します。